(ろ)　次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

(1)　ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特別一般ガス導管事業者を適用対象から除外することとした。（第三四九条の三関係）

(2)　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備を適用対象から除外することとした。

ロ　総合効率化事業者が取得等をして事業の用に供する車両を適用対象から除外することとした。

(3)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ　下水道除害施設について、対象を令和四年四月一日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものとすることとした。

ロ　下水道除害施設について、課税標準をその価格に五分の四を参酌して一〇分の七以上一〇分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては五分の四）（改正前四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三））を乗じて得た額とすることとした。

(4)　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該車両に係る課税標準をその価格の三分の二（改正前五分の三）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、購買施設等の整備事業により整備される施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準をその価格の四分の三（改正前三分の二）の額とすることとした。（附則第一五条関係）

(6)　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、都市再生特別措置法の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した一定の住宅を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の六関係）

(に)　次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

(1)　電気通信事業者で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受けたものが取得した同法に規定する一定の特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(2)　都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定（有効期間が五年以上のものに限る。）に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(さ)　登記所は、次に掲げる場合は、その旨その他の事項を土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならないこととした。（第三八二条関係）

(1)　登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは一〇〇年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他の者から不動産登記法第一一九条第六項の申出を受けた場合

(2)　不動産登記法第七六条の三第三項の規定による付記をした場合

(3)　不動産登記法第七六条の四の規定による符号の表示をした場合

(し)　市町村長は、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳（以下「固定資産課税台帳等」という。）を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付）する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が(さ)(1)の場合における登記所から市町村長への通知に係る者の住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととした。（第三八二条の四関係）

6　事業所税

沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第三三条関係）

7　地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

(い)　地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる全ての申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとすることとした。（第七四七条の二及び第七四七条の三関係）

(ろ)　(四)の改正に伴い、地方団体の長は、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講ずることとした。（第一三条の四関係）

(は)　地方団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目を全ての税目に拡大することとした。（第七四七条の六関係）

(に)　特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、一定の場合には、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができることとし、当該機構指定納付受託者が当該特定徴収金を納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなすこととしたほか、機構指定納付受託者の指定、取消し、指定に関する地方団体の意見等に係る所要の措置を講ずることとした。（第七四七条の七～第七四七条の一二関係）

8　その他

更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額等の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとした。（第二〇条の九の三及び第七二条の四八の二関係）

二　地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（令和二年改正法第二条関係）